

納税環境整備に関する専門家会合（第8回）議事録

日 時：令和4年10月19日（水）13時30分

場 所：WEB会議（財務省国際会議室を含む）

○岡村座長

それでは、時間となりましたので、ただいまから「納税環境整備に関する専門家会合」の第8回を開会します。

今回も、委員の皆様方の御理解・御協力をいただき、オンラインを利用した会議とさせていただきます。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいております配席図を御確認ください。

会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、事務局を呼んでいただくか、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければ、対応させていただきます。

本専門家会合は、昨年中に第5回から第7回まで開催し、「記帳水準の向上」、「記帳の状況などに関する税務執行上の課題」などの論点について、委員の皆様の間で活発に御議論いただきました。

その内容については、昨年11月の政府税制調査会総会で私から報告するとともに、「記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性」をお示しいたしました。

その後、先月9月16日の総会において、私の方から、「デジタル化を通じて得られるこうした信頼性の高い情報及びその活用を通じて、納税者の利便性・申告内容の適正性を同時に向上させるためにどのような方策が考えられるかについて検討する必要があるのではないかと考えています。」と、意見を述べさせていただきました。

また、昨年12月に取りまとめられた令和4年度与党税制改正大綱においても、複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度の在り方などについて、更なる検討を行うとされたところです。

こうした状況も踏まえまして、本日、第8回専門家会合を開催する運びとなりました。

本日の第8回専門家会合においては、これまでの議論を踏まえつつ、今後の税務手続のデジタル化の在り方について、国税庁、財務省及び総務省から説明を行い、その後、委員の皆様から御意見をいただき、議論を行っていきたいと思います。

それでは申し訳ございませんが、ここでカメラの皆様は御退席をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○岡村座長

それでは、議題に入りたいと思います。

本日は、国税及び地方税の「税務手続のデジタル化」について、国税庁、財務省、総務省の順番に御説明をいただきます。

まず、資料実8-1の「税務手続のデジタル化」について、国税庁デジタル化・業務改革室の大柳室長、よろしくお願ひいたします。

○大柳国税庁デジタル化・業務改革室長

ただいま御紹介いただきました、国税庁で税務行政のDXを担当しております大柳と申します。本日は、説明のお時間を頂戴いたしましてありがとうございます。

私からは、本日、「税務手続のデジタル化」というテーマで、最近のデジタル化に向けた国税庁の取組につきまして、その全体像を簡単に御紹介したいと思っております。

2ページ目の目次を御覧ください。まず、Ⅰで総論を述べ、Ⅱで納税者の利便性の向上に向けた施策の御紹介、Ⅲで調査・徴収の場面における手続デジタル化の取組を御説明し、最後にⅣで簡単なまとめをさせていただきたいと思っております。

4ページ目を御覧ください。これは国税庁の税務行政の目指す姿でございます、国税庁におきましては、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（税務行政の将来像2.0）を昨年6月に策定・公表し、デジタルを活用した国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直しに取り組んでいく方針を明確にいたしました。これは、平成29年に公表した税務行政の将来像を踏まえ、その後の政府のDXの方針や経済社会の変化、デジタル技術の進展等を踏まえてアップデートしたものでございます。

今回の将来像2.0では、デジタルの利点を最大限に生かし、納税コンプライアンスを最大化し、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するという国税庁の使命を果たすため、赤枠で囲っております「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化」を2つの柱とし、デジタルを活用した国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し、すなわち税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組んでいくこととしております。

5ページ目は、その推進に当たっての基本的な指針です。1ポツ目で、利用者目線・納税者目線を徹底し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる」社会を目指すこと。そして、3ポツ目で、業務改革を徹底し、データの活用によって課税・徴収の効率化・高度化に取り組むことで、組織としてのパフォーマンスの最大化を目指すということにしております。

6ページで目でございます。今の税務行政の推進を概念としてお示ししますと、まず下の段ですけれども、国税庁ではDXを推進していく上でインフラとなる基幹システムの刷新・高度化に取り組んでおります。現行のいわゆるKSKシステムというものがございましてけれども、これを抜本的に見直し、データ中心の事務運営を可能とするために、従来の個人・資産・法人といった部内の縦割りを廃したデータ管理を可能とするシステムをまず構築するというところでございます。そして、こうしたインフラに基づ

いて、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」の2つの柱に取り組んでいくということでございます。

左側、納税者利便の向上として、申告、申請、納付、相談といった納税者が手続をする各場面においてデジタルを活用して利便性を向上していく。そして、右側、課税・徴収の効率化・高度化としましては、内部事務と我々は呼んでいますけれども、入力・審査といったバックオフィス事務についてはデータによる事務処理を通じて極力効率化していくことを通じまして、調査・徴収に係る事務量、マンパワーを確保するとともに、データ分析などを通じて調査・徴収事務の高度化に取り組んでいくということにしております。

7ページ目でございます。今御説明した方向性は、令和元年9月に政府税調で取りまとめられた「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」の指摘にも沿ったものとなっていると考えております。

この答申におきましては、2段落目ですけれども、「ICTの活用により、納税者の利便性の更なる向上やコンプライアンスコストの最小化を図りつつ、同時に取引や申告の段階から正確な手続を行うことができるような仕組みを構築することを目指すべきである」、さらに3段落目の3行目ですけれども、「税務調査などの事後的な対応については、特に必要性の高い分野や悪質な事案等に重点化した上、それらが効率的かつ効果的に実施されるような環境を整備していくべき」とされておりまして、端的に言えば、納税者に自動的に情報を集め、自動入力化することなどを通じて、単なる記載漏れや簡単な誤りなどを極力減らすことで、限られた調査事務量は悪質な事案等の必要性の高いものに集中的に投下していくという方針が示されているところでございます。

8ページ目は国際的な潮流でございます。OECD税務長官会議におきまして、2020年に取りまとめられた「税務行政3.0」というものを簡単にまとめたものでございます。まず、序文、上の箱のイントロでございますけれども、そこにおきましては、過度に納税者の自発的なコンプライアンスと資源を集約した税務調査に依存した現在のアプローチから大きく転換する必要性が共通の認識とされたということを前提としまして、下のような世界が描かれております。

1のところですが、納税者が日頃利用するシステムとの連携により負担感なく正確な納税が可能となること、ノンコンプライアンスは、意図的かつ手間暇がかかるものに収れんしていくといったような大きな絵が描かれているところでございます。我々国税庁の取組は、こういった考え方と基本的に方向性は同一のものであると考えております。

9ページ目は御参考ですが、令和3年12月に策定されました政府のデジタル戦略である「デジタル社会の実現に向けた重点計画」であります。ここにおきましても、納税者の目線での改善、UI・UXの改善による納税者の利便性を向上させる等の目

的で、マイナポータルとの連携の拡充を図ること等が指摘されているところでございます。

10ページ目です。ここでは各論である納税者の利便性の向上について、簡単に御説明いたします。

11ページ目は、電子申告、e-Taxの推進でございます。御案内のとおり、国税庁では納税者利便の向上、行政の効率化等の観点から、e-Taxの利用拡大に向け、これまでも各種の施策に取り組んできたところでございます。国税庁では、主要な手続のオンライン利用率目標を掲げ、その向上に取り組んでいるところでございますが、利用割合につきましては表のとおり上昇してきているところでございます。

例えば、緑の所得税申告ですけれども、令和3年度の利用率は59.2パーセントでございました。所得税につきましては、昨年、令和5年の目標値を65パーセントとしていたところですが、やはり上昇基調を加速すべきであるということで、今年になりまして、利用率の目標を1年前倒しし、令和4年に65パーセントにするということを発表したところでございます。

12ページ目は、e-Taxの利用促進策を整理したものでございますが、真ん中の緑のところ簡単に施策を三点書いております。一点目は、給与の源泉徴収票、紙の源泉徴収票をスマートフォンのカメラで撮影しますと、OCRの機能で自動的に内容が入力されるという仕組みを昨年から導入しております。二点目は、カードリーダーがなくても、スマートフォンでマイナンバーカードの読み取りを可能とするといった施策。三点目は、来年1月からは申告手続中のマイナンバーカードの読み取り回数を減らすこと。何回も暗証番号を入力してくださいというポップアップが出てくるのですが、それを極力減らすことを予定しているところでございます。

e-Tax利用は納税者利便の向上、行政効率化といった効果のみならず、政府全体のオンライン利用に寄与する効果も期待できると考えており、国税庁では引き続き納税者の視点を第一に置きながら、利便性の向上、利用率の向上を図ってまいります。

13ページ目です。この資料は税務行政の将来像2.0から抜粋してきたものでありまして、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の実現に向けて、申告や申請・届出、自己情報の確認といった場面ごとに目指すべき将来構想を示したものでございます。

このうち、一番上の申告の部分について少し詳しく説明いたします。14ページ目です。申告の場面では、確定申告に必要な給与や年金の収入金額、医療費の支払額といったデータをマイナポータルとの連携などを通じて申告データに自動的に取り込むことにより、数回のクリック・タップをすることで申告が完了する仕組み、いわゆる日本版の記入済み申告書の実現を目指しているところでございます。

15ページ目は、マイナポータル連携の全体像をお示ししたものでございます。真ん

中がマイナポータルですけれども、利用者はこちらにおりまして、確定申告書作成コーナーからマイナポータル連携しますと、右側のような資料が入っており、クリックすると提出できるという仕組みでございます。

マイナポータルに資料を入れる方法は、大きく分けて3つ、黄色の矢印、青い矢印、グリーンの矢印があります。まず、行政機関につきましては、マイナポータルに直接情報を情報連携の仕組みで格納するといった仕組みがございます。民間企業は、民間送達サービスというのがありますけれども、日本郵政等の民間が提供するサービス経由で情報をマイナポータルに格納する。さらに、緑の矢印ですけれども、国税庁が認定した民間のクラウドサービス、いわゆる認定クラウド経由で情報を入れる方法がございます。

このようにしてマイナポータルに集められた情報と、左側にある確定申告書作成コーナーとか年末調整のソフト、民間税務ソフト等で入力した情報を全部ここで一つにまとめまして提出先に電子提出するという流れになります。

マイナポータル連携により取得可能なデータはこれまで徐々に拡大してきておりまして、令和5年1月からは、公的年金等の源泉徴収票、国民年金保険料の控除証明書が新たに追加される予定でございます。また、医療費の支払額につきましても、社会保険診療分に限られますけれども、1年間の通年の額が格納される予定でございます。

給与所得につきましては、格納の時期は現時点では未定でございますが、先ほど御紹介しましたとおり、源泉徴収票をスマートフォンのカメラで撮影することにより自動入力ができる仕組みができておりますので、これも併せて考えますと、確定申告をする多くの人に関係してくる所得項目・控除項目はかなりカバーできているのではないかと考えております。

今後の課題としましては、こういった情報の格納に対応していただく金融機関や保険会社といった情報の出し手としての民間企業の幅を拡大すること。そして、その他の法定調書の情報をいかにマイナポータルに連携していくかということであると考えております。

いずれにしましても、マイナポータルに入れる情報の範囲、優先順位づけ、提出のデジタル化の促進、マイナポータル連携の効率的な方法、システムの在り方、法令上の手当、予算、こういったことについて総合的に検討を進めていく必要があるかと思っております。

17ページ目です。次に、申告から離れまして、納税証明書に関する手続についてでございます。例えば、コロナ対応の給付金事業などでは、前年度の納税額を確認するため、納税証明書の添付を求めるケースが多く、コロナ禍であるにもかかわらず、税務署の窓口で納税証明書の交付を求める申請者が殺到したということがございます。

このようなケースで、給付等の申請者がわざわざ納税証明書を取得しに税務署に訪問されなくてもよいよう、各省庁が運営する各申請システムと国税庁が運用するe-

Tax、KSKとが連携することにより、納税情報を無料で自動取得、添付できる仕組みを新たに構築し、令和5年1月から運用開始予定となっております。

国税庁のシステム側では、既に右側の情報を吐き出す仕組みは構築されておりますので、各省庁の申請システム側がこの仕組みに対応していただければ、多くの手続につきまして納税証明書の添付が省略できることになるなど、国民の利便性の向上に大きく寄与するのではないかと考えております。今後、各省庁にも積極的に利用していただくと考えており、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

18ページ目は、キャッシュレス納付でございます。令和3年度にはキャッシュレス納付割合が32.2パーセントであったものを、令和7年には4割まで高めるとする目標を掲げているところでございます。特に一番下でございますけれども、本年12月からは、〇〇Payというのがいろいろありますが、こうしたスマホアプリを使った納付についても運用を開始する予定でございます。スマホアプリは民間でも利用が急拡大しており、納付の場面でも多くの方々に御利用いただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

19ページ目は、相談の側面でございます。これは、土日夜間などいつでも税務相談ができるツールとして令和2年に導入したチャットボットでございます。「ふたば」という名前がついておりますけれども、相談の範囲はこれまで拡大してきているところでございまして、利用件数も大幅に増加してきている状況でございます。引き続き、納税者のニーズを把握して、相談内容の拡充、対象項目の拡大を図っていく所存でございます。

いずれにしても、この施策の拡充にとどまらず、先ほど触れた政府全体の方針も踏まえて、オンライン手続、相談事務、窓口事務といった納税者サービスにつきまして、再度納税者の視点に立って整理をしていくこととしております。

20ページ目からは、調査・徴収の高度化に即し、その分野のデジタル化の例を御紹介いたします。

21ページ目、税務調査の場面では、ウェブ会議システムを利用したりリモート調査を実施しております。コロナ禍におきまして、納税者側のニーズも踏まえ、例えば法人に対する調査の際に、遠方の事業所に所属する法人の社員との面談をウェブ会議システムで実施するなど、効率的な調査の実施につながっていると認識しております。

22ページ目は、税務調査時の資料のオンライン提出でございます。これも納税者からのニーズを踏まえ、本年1月から、税務調査等において納税者の方から資料を提出いただく際に、e-Tax上の機能を使って電子データで提出できるようにしたところでございます。現在、イメージデータによる提出に限られておりますけれども、※印に小さい字で書いておりますが、来年3月からはCSVファイルについても提出が可能となるよう、現在開発をしており、使い勝手が改善するのではないかと考えております。さらに、この他にも、調査関係書類をクラウド上で授受するという取組も別途進めて

いるところがございます。

23ページ目は、金融機関に対する照会のオンライン化の取組でございます。税務調査や資産調査等を行う際、調査対象者の取引先である金融機関に対し預貯金の残高等の照会を行う場合がございますが、これが大変な回数となっていたところがございます。2018年度の数字では、行政全体で年間6,000万件、このうち国税庁が単一の機関として600万件と、1割が国税庁からのものであったということがございます。

こうした預貯金等照会につきまして、令和3年10月から、民間事業者によるサービスを活用することで、預貯金等の照会・回答をオンラインで実施するという仕組みを導入いたしております。この仕組みを利用することにより、国税当局側・金融機関側双方の事務負担が相当程度軽減されているのではないかと考えておりました、利用件数も相当増加してきているということがございます。今後も、対応いただける金融機関の数を増やし、遡及できる期間を延長するなど、更なる利用拡大に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、今後の方向性や課題などについて若干触れさせていただきたいと思っております。

25ページ目の上の箱は、税務行政のDXを推進していくことの意義でございます。単に納税者の利便性を向上させることだけではなく、先ほどの税調答申やOECDのドキュメントにもございましたとおり、納税者側の単純な誤りを防止することを通じて、官民のコスト削減、企業側の生産性を高め、行政の効率化に資するといった効果も期待できるところがございます。さらには、こうしたことを進めることにより、民間企業の経理事務のDXを通じて、経済社会全体のDXに資する効果もあるのではないかと考えております。国税庁が取組を進めていくことは、まさに社会全体にも貢献するということではないかと考えており、そうした意味も踏まえて、我々としては引き続き税務行政のDXに向けた取組を積極的に進めてまいりたいと考えております。

下の表は、今日御紹介した各種施策も含め、我々が進めている個々の施策の位置づけや意義等を改めて整理するために作成したものでございます。左側の階層は、昨年6月に閣議決定された「包括的データ戦略」で示されている我が国全体のデータ構造、アーキテクチャーがこの順番だということです。下からずっと積み上げていって、最後にDXが行われるということが模式的に書かれているものですが、それに国税庁が行っている取組を右側に書いたものでございます。

まず、インフラやデータが整い、これを連携する基盤や利活用する環境、そのためのルールが整備され、その上で、既存の業務の抜本的な見直し、BPRに取り組むことによって、結果として新たな価値の創造ができるということをお示ししているものでございます。

国税庁の取組、マイナンバーカードの普及や情報システムの高度化によりインフラが整備され、データや各種様式を共通化・標準化するために見直しを進めることでデータが整理され、マイナポータル連携等の連携基盤の構築、電子申告等の推進、手続

自体を見直していくことで環境が整備される。それから、マイナポータル連携の対象を拡大していくことを通じて自動入力範囲を広げる。オンライン手続や税務相談、窓口サービスといったサービス全体を再整理する。そして、我々が目指す、あらゆる手続が税務署に行かずにできる社会、課税・徴収の効率化・高度化といった価値の創造につながると考えております。今後は、各施策の位置づけも意識しつつ、こうした各層のそれぞれの取組を運用面・制度面で精力的に推進していく必要があると考えております。

その際留意すべき事項として、一番下にありますけれども、我々が利用する情報の機微性・重要性に鑑み、個人情報保護や情報セキュリティの確保に万全を期すこと。デジタルに不慣れな方も含め、多様な利用者の意見に耳を傾けながら、そうした方々も含めてあらゆる手続が税務署に行かずにできる社会を目指すこと。そして、EBPMやPDCAの取組による施策の優先順位づけを行い、効果的・効率的な支出、ワイズスペンディングを徹底していくことが大変重要になっているということも申し添えさせていただきます。

以上、国税庁の最近の取組の全体像についてお話をさせていただきました。

○岡村座長

大柳室長、どうもありがとうございました。

続きまして、資料実8-2の「税務手続のデジタル化」について、財務省主税局の松汐企画官、よろしくお願いたします。

○松汐主税局税制第一課企画官

通則法規担当の企画官の松汐でございます。どうぞよろしくお願いたします。

では、資料実8-2に従いまして、先ほど国税庁から執行の観点からの御説明がありましたけれども、国税の制度の観点からの税務手続のデジタル化につきまして、これまでの制度の見直しをした経緯、今後の課題と方向性という観点から御説明をさせていただきます。

4 ページ目を御覧ください。こちらは、令和元年に政府税調で示されました「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」ということで、例えて言うならば、デジタルのグラフィックデザイナーとかが企業にお勤めになりながら、空いた時間で副業として受注するとか、ウェブで宅配を受注するとか、そういったギグ・エコノミーが展開していく中で、働き方の多様化、経済のデジタル化、プラットフォーム事業者のグローバル化の進展ということ踏まえながら、下段にありますけれども、デジタル時代における納税環境の整備をどういうふうにしていくかという方向性が示されているところでございます。

6 ページ目から、納税者の手元にある情報のデジタル化につきまして、今までどのような施策を講じさせていただいたかということについて御説明させていただきます。

7 ページ目をお願いします。こちらは、いわゆるICT化、以前からあります個人事業者の記帳制度でございます。右側の白色申告がデフォルト値になりますけれども、売上帳とか経費帳といったフローの情報をしっかりつけていただき、一番左にあります正規の簿記ということで、ストック情報を用いた形でBS・PLをつけていただくというのが理想状況となっております。

そのために、固定資産台帳、売掛帳、買掛帳といった一部のストック情報を記帳していただくことによって恩典も部分的につけていただくということで、中2階的な制度を設け、ステップを踏んでいただく形になっているところでございます。他方、昨日の政府税調でもございましたけれども、簡易な簿記等につきまして、長期間このステップのところにはいらっしゃる方も片やいるという状況があります。

8 ページ目を御覧ください。「現在の記帳を巡る環境変化」ということで、代表的にはクラウド会計ソフトが広く導入されているという状況かと思えます。左側が以前のデジタル会計でございますけれども、パソコンを文房具、ノート、電卓みたいな形で使っていくという形による会計ソフトだと思えますが、右側のクラウド会計ソフトというのは、自動入力とか自動仕分けによって、自動的に仕分け、記帳がなされるというところでございます。紙の領収書であったとしても、一番下にありますけれども、スマホで読み取ってクラウドに飛ばしていけば、仕分け、記帳まで行くという形になっております。

これによって、7 ページ目にもありましたけれども、白色申告の方、会計知識や経理業務に精通していなくても、いきなり複式簿記に対応できて、青色申告の恩典を受けることができる、そういった環境が整ってきているところでございます。

9 ページ目は、こちらを文字化したものでございます。

10 ページ目を御覧ください。やはりまだ白色申告をなされる方、簡易簿記による申告をされる方は全体の7割程度いらっしゃる状況でございます。そういった方のほとんどが、事業収入階級が1,000万円以下のところに大きく固まっており、こうした零細の事業者の皆様が会計ソフトを導入していただいて、複式簿記をしっかりとつけていただくということが我々の当面の目標になろうかと考えております。

11 ページ目を御覧ください。こちらは、電子帳簿保存法の制度でございます。令和3年度改正におきまして大きな見直しを行い、電子帳簿保存法の制度は大きく言うと3つのフェーズに分かれているところでございます。事業者の皆様が自分でつくったデジタルデータ、帳簿とか書類をデジタルのまま保存していただく、一番上の電子帳簿等保存というもの。あと、紙でもらったものをスキャナ保存するというもの。あと、電子データで受領したものを電子のまま保存するという電子取引に係るデータ保存。この3つのフェーズがございまして。

12 ページ目を御覧ください。昨年、大きな見直しをさせていただきました。特に帳簿のところでございますけれども、以前は紙帳簿が原則となっておりまして、承認を

受けた事業者様のみ電子での帳簿保存が可能であるという仕組みになっておりました。他方、先ほどありましたように、パソコンを使った経理業務が広範に広がっていく中におきまして、真ん中の緑色のところになります。トレーサビリティはついていないけれども、パソコンで作って、これを紙打ち出しで保存されるところにつきましては、令和3年度改正前までは紙帳簿扱いという形になっており、制度的には存在していないという扱いになっていたところでございます。

ここにつきまして、令和3年度改正におきまして抜本的な見直しをさせていただき、パソコンで帳簿を作っていた方々につきましても電子帳簿として正面から受け止め、事前承認をまず廃止した形で要件を緩和し、複式簿記であればそのまま電子で保存するというので、その他の電子帳簿という範囲をつくらせていただいたところでございます。

また、従来から承認制度を前提としておりました優良な電子帳簿につきましても、承認制度を廃止することとか、過少申告加算税の5パーセント軽減措置といったインセンティブ措置を設けることによって拡大を図ろうという考え方で改正をさせていただいたところでございます。

13ページ目は、現行で措置されておりますトレーサビリティのついた、いわゆる優良な電子帳簿についてのインセンティブ措置でございます。左下が先ほど申し上げました加算税の軽減措置でございます。仕訳帳・総勘定元帳・その他の帳簿につきまして、改変ができないようにするトレーサビリティをつけていただいたときには過少申告加算の5パーセントを軽減するというもの。

右下は所得税の青色申告特別控除につきまして、e-Taxでの確定申告、または先ほどのような優良な電子帳簿、これは仕訳帳・総勘定元帳が対象となっていますけれども、いずれかの要件を満たしていただければ、プラス10万円の特別控除を受けることができるというものでございます。

14ページ目から16ページ目は、補助簿で見つかる非違についてでございます。特に申し上げるとすれば、16ページ目の固定資産台帳についてでございます。固定資産台帳は、内部計算のみで一定のロットの所得を消せるといううまみがありますから、かなり改ざんの事例があります。例えて言うならば、供用開始のタイミングを動かす、耐用年数を変更させる、事業用割合を動かす、そういったこともあれば、いわゆる租特の適用を受けるために、本来であれば租特の適用期限が切れているにもかかわらず供用開始のタイミングを前倒しにするというような改ざんの事例もあるところでございます。

17ページ目は、先ほどの紙で受領したものを電子で保存するという、スキャナ保存制度についての大きな見直しの考え方でございます。平成27年度改正までは、3万円以上の契約書・領収書がスキャナ保存できなかったわけですが、こちらを対象にするとか、あるいは、令和元年度改正で、過去分の領収書について、スキャナ保存

できなかったのをスキャナ保存が可能にするといった見直しをさせていただいているところでございます。

また、手続面においても、電子署名を廃止する、スマホ撮影による保存も可能にするということで、対象書類の拡大とか要件の緩和により、スキャナ保存制度の使い勝手を良くしていこうという改正をしたところでございます。

それに加えて、令和3年度改正におきましては、先ほどありましたように、電子帳簿と同じように事前承認制度を廃止する、保存要件を大幅に緩和する一方で、電子データを改ざんした場合のペナルティである重加算税を10パーセント加重して、事前の規制から事後の確認という形に大きくかじを切ったところでございます。最低限の検索機能を確保しつつ、要件を緩和するという形を講じさせていただいているところでございます。今までの極力原本で保存してくださいという考え方から、紙面上の情報は極力確保していただきながら、原本にはこだわらない形の改正をさせていただいているところでございます。

18ページ目を御覧ください。こちらは、電子取引に係る電子データの保存制度の見直しでございます。電子データの状態で受領した電子取引につきましては、当該電子データが原本になります。令和3年度改正前までは、そういった電子データにつきましては、打ち出して書類の形で保存していれば、それはそれでいいですよ、正規の形で保存しているとみなしますよという制度を採らせていただいていたところ、デジタル化の原則をしっかりと貫いていくということと、ややもすれば、紙にしていれば改ざんができないという立場に立っているのではないかという御指摘もあったところでございまして、電子のものは電子原本のまま保存してくださいということで、打ち出しでの保存を廃止するという改正をさせていただいたところでございます。

他方、こちらにつきましては、中小企業の皆様の対応が間に合わないという御批判を多く受けたところでございまして、令和4年度改正におきまして2年間の宥恕措置を取らせていただいている最中でございます。

19ページ目でございます。「納税者が保有する税務関連情報のデジタル化」の方向性でございます。

20・21ページ目でございますけれども、複式簿記の普及・一般化ということで、こちらは個人が中心になりますけれども、会計ソフトを導入して、複式簿記をつけていただく。そういった方向性のためにいろいろ施策を講じていこうというところでございます。

その一方で、今度は法人になりますけれども、複式簿記が当たり前の世界におきましては、税務当局のみならず金融機関等々に対する説明責任を果たしていただく、信頼性の確保を向上させていくという観点から、トレーサビリティがしっかりついた会計ソフトを導入していただくというところで、一番下にありますように、税務上のさらなる透明性の確保と税制上の恩典適用とのバランスを含めて議論をしていきたいと

考えているところでございます。

21ページ目の下から2つ目、水色のところになりますけれども、帳簿不保存・記帳不備に対する対応というのも方向性の中で議論していただいたところでございます。

こういった議論を踏まえまして、22ページ目になりますけれども、令和4年度改正におきましては、記帳水準の向上に資するための過少申告加算税・無申告加算税の加重措置ということで、不記帳ないし記帳不備の方に対して加算税の加重措置を講じさせていただいたところでございます。

一番下にありますけれども、収入の3分の1以上不記載の場合、裏返して言えば、調査によって収入が1.5倍以上になるような方になって初めて適用されるという制度になっているところでございます。うっかりは除外することで、公平感を大きく損なうような不作為に対してペナルティを加重するという仕組みを講じさせていただいたところでございます。

24ページ目を御覧ください。次のフェーズは、税務当局に対する申告・申請・納付の対するデジタル化の対応でございます。25ページ目から27ページ目まで、近年講じさせていただきました税務手続、申告納付に係る手続の一覧となっております。

代表的なものを御説明させていただきます。28ページ目を御覧ください。こちらは令和4年度改正において措置させていただいたものでございます。実を言うと、平成28年度改正でe-TaxにID・パスワード方式というものを導入させていただいたところでございます。マイナンバーカード方式によるe-Taxは、パスワードを2種類入れなければいけないID・パスワード方式に対して手間がかかるという御批判もあったところから、こちらに対してもID・パスワード方式同様、1種類、1回のパスワードでe-Taxができるようにしたというところでございます。これだけではありませんけれども、e-Taxに関しましては手続の簡素化を図ってきたところでございます。

その一方で、29ページ目になりますけれども、大法人に対するe-Tax申告の義務化を講じさせていただいたところでございます。電子申告ができる体力のある方には電子申告をしっかりとお願いしたいという措置でございます。電子申告を義務化する一方で、下段の右側にありますように、電子提出のための環境整備のための措置も併せて講じさせていただいたものでございます。

30ページ目は、法定調書の提出でございます。こちらは直接的な申告ではございませんけれども、税務に関する情報について提出していただくに当たりまして、基準年の提出枚数が1,000枚を超えるような大きな事業者においては電子提出をお願いしていたところですが、こちらの基準を100枚以下に引き下げたというものでございます。

こちらに関しても、31・32ページ目にありますように、法定調書の電子提出をしやすいような形の環境整備、措置を併せて講じさせていただいているところでございます。

代表例を申し上げますとすれば、31ページ目の下段にありますけれども、事業者が各

自治体、税務署にそれぞれ法定調書の提出をしなければいけなかったところを、eLTAXに提出いただければ、eLTAXの方で分類していただいて、自治体、税務署に1回で提出できるようになるといった措置を講じさせていただいているものでございます。

33ページ目を御覧ください。こちらは、いわゆるデジタル化の恩恵、年末調整とか申告の分野にメリットを享受できるようにした措置でございます。事業者による年末調整の入力、従業員とのやり取りのコストをICT化によって引き下げていくというものでございます。

従前であれば、控除証明書等につきましては、発行主体から従業員の手元に書類で届いてきたものをつけた形で源泉徴収義務者に提出することになっておりましたけれども、制度的には、従業員の方の設定が事前にはなりませんけれども、マイナポータルに提出していただき、それを納税者の方が取り出すような形になりますが、QRコード付の証明書、または電子データのまま、源泉徴収義務者とか申告に使うことができるようにしたということでございます。

34ページ目は、バックオフィスの税務署と自治体の方で住民票の情報をやり取りすることによって手続の簡素化を図るというワンストップサービスでございます。

35ページ目からは、納付の関係でございます。国税におきましてはダイレクト納付も推進しているところでございまして、税務署を通じて納付指図をするといったものでございます。

36ページ目を御覧ください。こちらは、ダイレクト納付によるメリット、デジタルだからこそできることでございます。例1は、事業者の皆様が日頃の事業資金の中から少しずつ予納していくということでございます。納税というのは、直接的な反対給付がなかなか感じられない多額のお金の支払いでございますので、定期的に一定額を予納していただき、申告時に対する負担感を小さくするとか、例2にありますように、建築業とか農業の方が中心になりますけれども、収入と納税のタイミングが大きく異なる場合に、大きな収入が入ったタイミングで予納していただくことができるようにしてあるというものでございます。

37ページ目以降は、申告納付以外の手続の関係でございます。

38ページ目を御覧ください。処分通知の電子交付の拡充でございます。処分通知につきましては、従来から電子で交付することができるようになっていたところでございますが、コロナの影響を受けまして、大企業を中心としましてリモート勤務が急速に広がっているところでございます。そのため、経理とか法務の担当者の方々が自宅で勤務をされていることもあり、処分通知が会社に届いても担当者の方が御覧になることができないため、処分通知の電子交付、e-Tax等々で交付してくれという声が上がっているところでございます。従前であれば、不利益にならないような、いわゆるメリットのあるような利益処分が中心になっておりますけれども、経済団体からは不

利益処分でもいいから電子で交付してほしいという声は今上がっているところでございます。

39ページ目は、先ほど国税庁の方から御説明がありましたけれども、調査におけるリモート、デジタル化の取組でございます。

40ページ目からは、申告納付手続のデジタル化の今後の方向性でございます。

41ページ目から43ページ目までは、OECDで議論されておりますシェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーにおけるプラットフォーム事業者による報告のモデルルールでございます。民泊、宅配、フリーマーケット、カーシェアの分野におきまして、42ページ目にあるような枠組み、プラットフォーム事業者が所在する国の税務当局が一括して情報を収集して、売主等の利用者の当局と情報交換をするという仕組みの検討が進んでいるところでございます。

こちらのモデルルールの背景の中にありますけれども、43ページ目を御覧ください。2ポツ目に赤線を引いております「シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの市場拡大は」というところでございますけれども、取引及び関連する支払の電子形式での記録につながるため、税務当局と納税者の双方にとって、透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性が高いということでございます。デジタルだからこそ、こういった情報を共有することによって透明性とコンプライアンスの負担軽減を同時に実現することができるだろうといった考え方によるものだと考えております。

44ページ目を御覧ください。こちらは、先ほど国税庁の方からも御説明がありました、税務署に行かずにできる確定申告の将来像でございます。源泉徴収票とか生命保険料控除の証明書といった確定申告に必要な第三者からのデータを申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了するという仕組みを実現していこうという取組がなされているところでございます。

この取組を全体的に示したのが45ページ目になります。真ん中、取引・決済情報が今まで紙であったものがデジタル化されたことにより、納税者／取引先から税務当局への情報共有・活用につきましては、そのコストやタイムラグが大幅に縮減してくるだろうと考えられるところでございます。

これによって、会計ソフトを使えば、上段になりますけれども、零細事業者や雑所得の方でも記帳することができるようになるとか、仮に記帳できなくても、記入済みの申告書みたいな形で記帳の代わりにプラットフォーム事業者からの情報で申告が簡便になるとか、そういった形が実現できるのではないかと考えております。

また、下段になりますけれども、税務当局におきましてもこういった取引データを取り込むような形で、新たな経済活動や働き方の多様化に対して対応が迅速化していくことが期待できるところでございます。

こちらを表したのが46ページ目でございます。先ほど言った、

税務当局への共有、活用のコスト、タイムラグが大幅に縮減されることによって、納税者の利便性、申告内容の適正性を同時に向上させていくことができるのではないかと。また、こういった活用システムを今後税務行政の中核インフラとして充実させていく必要があるだろうと考えているところでございます。

47ページ目は、第三者から提供された電子情報の活用でございます。現状、控除証明書等々につきましては、民間送達サービスなどを通じてマイナポータルに格納していただいているところでございます。こちらにつきましては、会社員とか個人事業主、年金受給者といった個々人の納税者の皆様がマイナポータルを開けて、納税者自身がその情報を開いて申告に取り込むような形で、申告または年末調整の手続をしていたと、この形になろうかと思っております。

これにつきまして、将来像といたしましては、第三者による提供データを法定調書の形でデジタルで頂き、これを事前に申告情報に直接反映するような仕組みの構築が考えられようかと思っております。このためには、中小企業を含めて法定調書等の情報のデジタル化を推進していく必要があるだろうと考えているところでございます。

48ページ目以降は、今そういった環境が整っているのかということにつきまして、データに基づいて御説明したいと思っております。まず、法人のe-Tax利用率の推移でございます。過去10年間で約25パーセント上昇しているということでございます。大法人のe-Tax義務化、先ほど申し上げた制度が令和2年から施行されていますけれども、その前からかなりのピッチで向上しているところでございます。

49ページ目を御覧ください。こちらは、個人の納税者の方々のe-Taxの提出人員の推移でございます。一番下の緑の四角でございますけれども、過去5年間で非常に大きな伸びを示しているところでございます。確定申告で言えば、ごった返した申告会場をイメージされますけれども、令和3年の数字を御覧いただくと、442万件が納税者本人からの送信という形になっております。令和3年に初めて、申告会場からのe-Taxが270万件を上回る形になっており、全体として6割ぐらいのe-Tax利用率になっているところでございます。

また、上の方の緑で囲っている部分でございますが、自治体の皆さんがフェイス・ツー・フェイスで申告書をパソコンで作成していただいているものを、国税にe-Taxの形で引き継いでいただくという取組をしていただいております。こちら、自治体の御協力により大きく拡大しているところでございます。

50ページ目を御覧ください。給与の源泉徴収手続のe-Tax利用率でございます。以前は、地方税の納付の手続があるので毎月10日は金融機関に行かなければいけないと言われていたところでございますが、昨今は、自治体の方の電子化が進んでいることと、金融機関の支店が縮減されていること、また、コロナの感染リスクもあり、窓口で待つことを皆さんがお嫌いになっていることもありまして、平成30年までは年1パーセントずつの上昇だったところ、直近の2年間は3パーセントないし5パーセント

という形で急ピッチに進んでいる状況にあるところでございます。

51ページ目を御覧ください。納付手続の電子化、キャッシュレス化でございます。こちらでもキャッシュレス化の利用率が大きく伸びているところでございます。特に、今日的なキャッシュレスでございます、先ほど申し上げましたダイレクト納付を含む電子納税、クレジットカード納付は10年間で6.2倍になっているところでございます。

52ページ目を御覧ください。こちらは、日本商工会議所様の方で行われました実態調査でございます。中小企業の皆様、売上高1,000万円以下の部分に関しては、まだ手書きによる経理業務をされているということをお示しいただいているところでございますが、他方、1億円超になりますと95パーセント程度の方々が電子を何らかの形で使っていることが見てとれる状況かなと考えるところでございます。

53ページ目を御覧ください。こちらは、法定調書の提出態様の区分でございます。電子提出、書面提出とありますけれども、先ほど申し上げました100枚以下、電子での提出が義務づけられていないエリアにおいても、約7割がe-Taxまたは光ディスクで提出していただいているところでございます。特に、提出枚数が1～9枚という一番小さな区分におきましても、7割以上が電子提出をしていただいております。近年、電子提出が零細事業者においても進んでいるのだなと感じられるところでございます。

54ページ目を御覧ください。こちらは若干古い資料で恐縮でございますが、書面により提出された法定調書のうちどれぐらいのものが手書きの法定調書なのかというのを国税庁の方で集計してもらったものでございます。こちらは書類によって程度の差はありますけれども、基本的に95パーセント程度のものにつきましては、書面とはいえパソコンで作ってプリントアウトしたものを提出していただいているということでございます。パソコンで作っているのでも、電子的な提出まではもう一歩というところまで来ているところが大半でございます。

55ページ目を御覧ください。こちらは、申告納付のデジタル化でございます。以前は、申告というのは申告情報、税務当局からすると債権情報になりますけれども、一方で、納付ということで債権の履行に関する情報につきましては、金融機関を通じてやってきたところでございます。それがダイレクト納付により、申告と納付に関する情報が税務署を通じてやってくるという形になっているところでございます。

他方、申告の手続と納付の手続はばらばらになっているところもございまして、今後の利便性向上のイメージといたしましては、申告と納付の手続を一回でやれば納付までが完了するという形になっていくのではないかと考えているところでございます。

このように、これまで制度としての電子化につきましては、電子帳簿とかe-Taxといった手続の分野に取り組んできました。今後も、そういった分野につきましては、納税者の皆様の利便性向上の観点からの改善を続けていきたいと考えているところでございます。

他方、法制面におきましては、先ほど第三者からの税務情報のデジタル提出をやっていくことによって、申告に事前に反映することを通じて、利便性の向上と適正性の確保を同時に実現していく必要があるだろうと思っています。

ただ、個人の事業者、大企業の従業員のみならず、中小の零細事業者の従業員の方々もデジタル化の恩恵を受けるという観点からは、デジタルによる提出を拡充していく必要があり、そのための施策にいろいろ取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○岡村座長

松汐企画官、ありがとうございました。

最後に、資料実8-3の「地方税における税務手続のデジタル化」について、総務省自治税務局の村上電子化推進室長、よろしく願いいたします。

○村上総務省自治税務局電子化推進室長

総務省の電子化推進室長の村上でございます。

私からは、資料実8-3に基づきまして、地方税における税務手続のデジタル化について御説明を申し上げます。

2 ページ目の目次でございます。I. 取組の概況以下、記載のとおり御説明を進めてまいります。

4 ページ目を御覧ください。全体の取組概況についてでございます。納税者の利便性向上、あるいは課税当局の業務効率化・省力化、そして適正・公正な課税の実現のため、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）などを活用しまして、全国統一的に申告・申請のデジタル化、納付のデジタル化、国税・他機関との情報連携といった地方税務手続のデジタル化を推進してございます。

申告・申請のデジタル化につきましては、eLTAXを通じて全ての地方団体に対し電子申告等が可能となっております。法人を対象とする手続を中心に対象手続を順次拡大しておりまして、利用率も年々増加し、直近令和3年度は地方法人二税で約8割という数字となっております。

また、納付のデジタル化につきましても、令和元年10月より全ての地方団体に対する電子納付が可能となっております。こちらも対象税目を少しずつ拡大しながら、直近令和3年度は約3兆円の納付実績となっております。

また、国税等々との情報連携につきましては、かねてから国税当局間で記載のような情報連携を進めておりますほか、地方団体間、あるいは税務当局以外の他の行政機関との情報連携につきましても、順次取組を進めてございます。

5 ページ目を御覧ください。最近の主な取組状況につきまして、今申し上げた三項目に沿って整理をしたものでございます。

一点目の申告・申請のデジタル化につきましては、昨年10月より個人住民税の金融

三割について電子申告を開始しており、同時に電子納付も可能としております。令和4年度税制改正におきまして、納税者の方が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続きにつきまして、実務的な準備が整ったものから順次eLTAXを利用して行うことができるよう、法制上の措置を講じました。現在、実務的な準備を各手続きについて進めており、例えば来年10月からは地方たばこ税等の電子申告を開始予定としてございます。

二点目の納付のデジタル化につきましては、金融三割については先ほど申し上げたとおりでございますし、来年4月から対象税目の全税目への拡大、あるいは納付手段について、従来は金融機関経由の納付のみだったところを、クレジットカード支払い、スマートフォン決済アプリ、こういったものも使えるような制度改正を令和4年度に行っており、これらを背景とした地方税統一QRコードを活用した電子納付を来年4月に開始予定としております。

三点目の国税・他機関との情報連携につきましては、例えば登記所との連携、国税当局との連携、また、軽自動車関係手続きのオンライン化について例を示しております。また、欄外に記載のとおり、地方税関係通知の電子化ということで、令和6年度分の個人住民税からは、納税義務者向けの特別徴収税額通知の電子的送付を開始予定としてございます。

6ページ目を御覧ください。今申し上げたeLTAXのシステムについて模式化したものでございます。先ほどの三本柱を図示してございますけれども、いずれにしましても複数の地方団体に対する電子的な手続きを一括して行うことができるというところで大きなメリットが生じているものと考えております。

7ページ目以降、具体的取組状況を三本柱に沿って詳しく御説明いたします。

8ページ目から、申告・申請のデジタル化関係でございます。

9ページ目を御覧ください。先ほど、私は地方法人二税で直近約8割と申し上げましたけれども、例えば個人住民税の給与支払報告書の電子的提出につきましても緑の矢印のとおりでございますし、固定資産税の償却資産についてもそうでございますが、令和5年度の目標値を定めておりますが、これに向けて順調に利用率は向上しているものと考えております。

さらなる利便性向上等に努めていく必要があると考えてございまして、10ページ目でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、令和4年度税制改正で、法制上は全ての申告・申請手続きについてeLTAXを通じた措置が講じられるようになり、左下に「今後、対象予定の手続き」と書いてある例示がございまして、その他につきましても、地方団体の意見などを伺いながら実務的な準備を一つ一つ進めていきたいと考えているところでございます。

11ページ目以下、納付のデジタル化について詳しい資料を準備しております。

12ページ目は、令和元年10月から稼働させておりますeLTAXの機能の一つの地方税

共通納税システムに関する模式図でございます。左側の〈主なメリット〉欄に書いてございますとおり、納税者の方にメリットが生じることは当然のことでございますけれども、窓口来訪者の減少など金融機関におけるメリットもございますし、あるいは、地方団体におきましても電子的なやり取りが進むことで様々な負担軽減が図られる、三方良しの取組でございます。

納付手段については、現在、インターネットバンキングとダイレクト納付という金融機関経由のみの支払いが可能となっておりますが、先ほど申し上げた、納付の手段の拡大についても令和4年度改正で措置をしております。

13ページ目を御覧ください。地方税統一QRコードの活用について示したスライドでございます。これまで、電子的な納付につきましては、主にeLTAXを通じて電子申告を受け付けた法人向けの税目からスタートしておりました。ただ、地方税では必ずしも納税者からの申告を前提とせず、地方団体が賦課決定をした上で納税通知書を納税者に送付し、その情報に基づいて納付いただく仕組みを採る税目も多く存在しております。例えば、個人の方にもなじみの深い固定資産税や自動車税種別割などがこれに該当いたします。こういった税目につきましても、納税者利便を向上させる、あるいは地方団体、金融機関の事務の効率化・簡素化につなげていくために、地方税統一QRコードを用いた納付の仕組みを導入する準備を進めております。

来年4月から納税義務者の皆様にお送りする納付書にこのコードが付されまして、例えばeLTAXを通じた操作、あるいは金融機関窓口で現金を受け付けた後のバックオフィスの事務の効率化、あるいは納税者の方がスマホ操作で直接電子的支払いをするといったような場面での活用を予定してございます。下のスケジュールのとおり、現在、関係者間で鋭意準備を進めております。

14ページ目は令和4年度税制改正の電子納付の対象税目の拡大、15ページ目は納付手段の拡大についてのスライドでございます。スマートフォン決済アプリ、クレジットカード等による納付を行うことができるように、地方税共同機構が関係事業者を公募等で指定して、来年4月からの稼働に向けた準備を進めているところでございます。

次の16ページ目が、現在、これらの取組をベースとした地方税におけるキャッシュレス納付比率について示したものでございます。先ほど国税からの数字の御紹介もございましたけれども、記載のとおり、現在、地方税におけるキャッシュレス納付比率は、赤字で囲っている口座振替、クレジットカード納付等、個別の団体で進めていただいている電子化、それから、全国統一的にeLTAXを通じて進めている電子化、これらをトータルして約28パーセントというキャッシュレス納付率となっております。今後も、eLTAXを通じた納付、あるいは地方税統一QRコードを活用した納付を推進することで、この比率をさらに高めていきたいと考えている次第でございます。

続きまして、国税・他機関との情報連携につきまして18ページ目を御覧ください。先ほど国税からも御説明がございましたけれども、国税側から地方団体側に対して所

得税確定申告書のデータを送付いただいたり、法人税申告時に提出された財務諸表を送っていただいたりといった向きでの活用を図る。その逆に、地方団体から国税に対して、地方団体で把握した所得控除や合計所得金額の変更に係る扶養是正情報等を送ったり、所得税確定申告書を受理したものにつきまして引継ぎをしたりといった取組を進めております。そして、給与支払報告書と源泉徴収票の電子的提出の一元化についても、先ほど国税から御説明があったとおりの取組が進んでございます。

19ページ目は、eLTAXを通じた地方団体間の情報連携の例ということで、例えば上から2つ目、ふるさと納税に係るワンストップ特例通知書の送付にeLTAXを活用することでスムーズな連携につなげているものでございます。

20ページ目は、軽自動車税関係手続のオンライン化でございます。国の関連システムが来年1月に公開予定でございまして、その取組と連携いたしまして、軽自動車の新車新規に係る申告とか継続検査向けの納税証明書の電子化といったものについて準備を進めてございます。

21ページ目は、固定資産税等に係る登記所と地方団体とのオンライン連携ということで、eLTAXではございませんけれども、令和2年1月から登記所と市町村間、また来年4月からは登記所と都道府県間で電子的なデータのやり取りが始まる予定となっております。

22ページ目は、これらに係る情報連携の拡充に係る政府方針でございます。今年6月の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」におきまして、一番下から3行目のところでございますけれども、国税・地方税間での連携対象情報のさらなる範囲拡大を検討するとともに、国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指すとされてございますので、両者が連携した取組を進めていきたいと考えております。

最後に、23ページ目から、4つ目の柱として「地方税関係通知のデジタル化」を記しております。

24ページ目、あらゆる手続をオンラインで行っていくという意味では、申告・申請、あるいは一番下の納付については一定の取組が進んでおりますが、今後は、自治体側から納税義務者の方に対して地方税関係の通知を送る、この面でもデジタル化を図っていききたいと考えております。

25ページ目を御覧ください。先ほど賦課課税、申告・申請に基づかない税目が地方税では多いと申し上げましたけれども、例えば都道府県税である自動車税種別割、市町村税である軽自動車税の種別割や固定資産税におきまして、いずれも記載のとおり大変多くの納税義務者がおられるということで、アナログの納税通知書等の発送枚数も多いという状況でございます。これを電子的に通知する方法を実現することができれば、それに基づいて電子的な納付もできるといった形で、一連のデジタル完結に資するものと考えてございます。

26ページ目で、これらに係る政府方針を掲げており、今年6月の「規制改革実施計

画」を抜粋してございますけれども、総務省では、今年3月に立ち上げた実務者検討会を通じて、国税と他分野における先行事例、あるいはその検討状況を踏まえ、また、地方団体の実務や御意見も踏まえながら、eLTAXなどを活用した電子的送付の仕組みを制度面・実務面の双方から検討しております。対象とする通知あるいは通知先など、検討すべき論点は少なからずございますので、これらを検討の上、関係するシステムを所管する省庁とも連携しながら、早期の実現を目指して取り組んでまいり所存でございます。

これら今申し上げたことを、最後に、「Ⅲ. 今後の課題・方向性」ということで28ページ目に記載させていただきました。4つの柱に沿って書いてございます。申告・申請のデジタル化につきましては、2つ目の○にございますとおり、今後は、現時点でeLTAX未対応の申請につきまして可能な限り実装を進めていくとともに、更なる利用率向上に向けて、例えばスマートフォン申告への対応など、個人向け申請の増加を見据えた取組が必要と考えております。

また、納付のデジタル化につきましては、来年4月以降、個人の納税者にもなじみの深い税目での電子納付が可能となることから、今後は、さらにその利便性の向上、あるいはシステムの安定的な運用、そして、幅広い方々に届く周知・広報などが必要と考えております。

国税・他機関との情報連携につきましては、今後も国税当局との連携を深めるとともに、地方団体間、あるいは他の行政機関との間での情報連携について、関係省庁と不断に協議を進めてまいりたいと考えております。

残された大きな課題である通知の電子化につきましては、デジタル化を実現するための検討を進めてまいり所存でございますけれども、その際には、デジタル庁をはじめとする関係機関におきましても、様々なオンラインでの仕組みについて検討が進められておりますことから、効果的・効率的なシステム構築の観点からも、これらの動きと十分に連携して対応を図ってまいりたいと考えております。

最後に、29ページ目以降は参考資料でございます。これまで御説明してきた過去からの取組を30ページ目のスライドで、また、これから向こう数年間の取組を31ページ目のスライドでお示ししておりますほか、32ページ目には地方税統一QRコードが付された納付書のイメージを付してございますので、御参照いただければと存じます。

以上で説明を終わります。

○岡村座長

村上室長、ありがとうございました。

それでは、これから質疑応答に移りたいと思います。その前に、本日欠席の宮永特別委員から意見書をいただいております。政府税調のホームページにも後ほど掲載予定ですので、適宜御覧いただければと思います。

では、質問等がある場合には、会場にいらっしゃる方も含めて「挙手」ボタンを押

してください。私から指名させていただきますので、指名された方は「ミュート」ボタンを解除して御発言ください。

それでは、土居委員、お願いいたします。

○土居委員

御説明、どうもありがとうございました。

意見にわたる部分もあるのですが、三点質問を先にさせていただいて、後ほど意見を述べさせていただきます。

一点目は、資料8-1の15ページ目に「マイナポータル連携の推進」ということで、以前に比べると進んでいて、良かったなと評価しているのですが、これもまた別途政府で取り組んでおられる、社会保険・税手続きワンストップサービスもあると承知しておりまして、社会保険・税手続きワンストップサービスとマイナポータル連携の推進という15ページ目の資料の取組とはどういうふうに結びついているのかというところをお伺いできればと思います。

二点目は、同じ8-1の23ページ目、「預貯金等照会のオンライン提出」ということで、これができるようになったということは随分進歩だと思います。質問の1つ目は、ピピットリンクは、エヌ・ティ・ティ・データのあれだと思っておりますけれども、それなりのお金をお支払いになられているということなのか、それとも御厚意でそれなりにお安くしていただけているのか。確かに、オンラインでできたことはとてもいいことなのではございますけれども、それなりにお金がかかるとなると、それはそれで費用対効果というところも気になるかなと思われました。

どうしてかという、もう一つの質問ですけれども、もしこれがそれなりに使い勝手が良くなると、先ほど御指摘のように対象金融機関を拡大するとか、そういうことが成し遂げられたとすれば、銀行口座の付番がマイナンバーはできることになっているわけではございますけれども、付番がなくても、ほぼ付番されたものと同様の業務がこれによって行えるのかどうかというところと関係するので、この件については2つ質問をさせていただきたいということで、お答えいただければありがたいと思います。

三点目は、総務省の8-3の資料の21ページ目、登記との関係です。登記は、私が承知していたことは、なかなかデジタル化が進んでいないという話があって、デジタル化が進まない固定資産の課税とか把握とかにもなかなかデジタル化が進まないという話を大分前に聞いたことがございます。それがオンラインでできるようになったということは、少なくともオンラインでできる部分についてはデジタル化が進んでいるということだと理解をするわけではございますけれども、実際、固定資産税、特に不動産の部分ではございますけれども、そこでほぼ網羅的にオンラインで把握できるようになったということなのか、それともまだ部分なのか、どの程度市町村が固定資産税の課税のために登記所から受け取る情報で、どれぐらい電子化・オンライン化されたのかというところをお伺いしたいと思います。

もう一つは、19ページ目で、個人住民税において住民登録外者に対する課税は自治体間で情報連携しているという御説明があったのですが、不動産、固定資産税も当然ながら住民登録外者が当該市町村に不動産を所有しているということがまあり得るわけなので、市町村間でオンラインにまつわる情報連携をしておられるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○岡村座長

それでは、国税庁の方から、大柳室長、お願いします。

○大柳国税庁デジタル化・業務改革室長

まず、15ページ目、社保税OSSとこの絵との関係でございます。この絵で言いますと、緑のところの民間クラウドからマイナポータルに入れるところが社保税OSSに関係しているところでございます。

社保税OSSといいますのは、民間クラウドを活用して、企業が保有する情報に対し各行政機関が参照できることにより、現在の提出に代える仕組みでございます。

まず、法定調書をクラウドに置いてもらえば提出したことにするということが法令上措置されておりまして、これにつきましては、今年の1月から利用がもう既に開始されているところでございます。

15ページ目の絵は、さらに民間クラウドに入れたものをマイナポータルに入れるということで、ここはデータポータビリティということで、来年の1月からこの緑色ができる。クラウドに置くというのは、国税の方では今年の1月から始まっていて、緑色の矢印がつながるのが来年の1月からということになります。

ただ、社保税OSSという名前のとおり、本来は、社保・税なのですが、現在は税のみで、社会保障の方では全く措置がなされていないという状況でございます。

それから、23ページ目、ピピットリンクにつきましては、当然手数料がかかるものでございます。全ての金融機関に照会をかければ網羅的に把握することも可能ではありますが、基本的には対象者を指定して照会をして答えをもらう仕組みです。網羅的に番号のように全口座に付番して、その中から検索して回答を得るというのではなく、1件ずつ照会し対象があるたびにお金がかかるという仕組みでございます。悉皆的にやれば同じようなことができないこともないのかもしれませんが、そこは費用対効果もあろうかと思えます。

後半の点については、私としてはお答えしかねますけれども、前者の方は今10年間遡及できるように金融機関に対応していただくところもありますし、企業側でもマンパワーの効率化とか、そういった効果も認めていただいております、大分裾野が広がってきているのかなと考えております。

○岡村座長

それでは、総務省の村上室長、お願いします。

○村上総務省自治税務局電子化推進室長

土居委員から二点質問いただいた一点目、登記所と市町村等とのデジタル連携についての状況でございます。手元に具体的な数値を持っておりませんが、もともと登記所からの登記済み通知、あるいは市町村からの価額の通知につきましては法定されている事務でございます。

これにつきまして、令和2年1月に法務省のシステム更改があったということで、デジタルで手続きができるようになった、基盤が整ったということでございますので、100パーセントかどうかは申し上げにくいのですが、基本的にはこれを活用して互いの事務の効率化に資しているものと考えてございます。

二点目の、個人住民税だけでなく固定資産税でも住民登録外者の関係での市町村間での情報連携はオンラインでできているのかという部分につきましては、そのようなやり取りが法定されて自動的になされるものではございませんので、基本的にはこの情報についてのオンライン連携という、先ほどの19ページ目のような仕組みはないと考えていただければと存じます。

○岡村座長

ありがとうございました。

土居先生、よろしいですか。

○土居委員

はい。御回答どうもありがとうございました。

それを踏まえまして、私の意見というところで、質問したところと関係ないことも含めて意見を述べさせていただきます。

e-Tax、eLTAXの利用割合が高まっているということは大変望ましいと思っており、それ自体は高く評価されるべきものだと思うのですが、今後さらなる改善といましようか、デジタル化を進めていく上では、今はイメージデータで提出することも許されているものも、順次イメージデータでなくデジタルデータで、まさに数字のものは数字で送ってもらうような取組も、利用率が高まった後の次なるステップの取組として、さらなるデジタル化というところで取り組んでいただけるといいのかなというのが一点目です。

その上で、特に法人税に関しては、優良な電子帳簿の普及ということが既に過去の専門家会合で取り上げられたところですが、優良な電子帳簿の普及を通じて、先ほど私が申し上げたような、今はイメージデータで出しているような書類を電子的なCSVファイルという形で、トラクタブルな電子データとして税務手続上入手できるような方向に今後取り組んでいただくことが望まれるのではないかと思います。

さらに、優良な電子帳簿の普及ということだけでなく、もう一つは、直接デジタル化とは関係ない手前の話で、この専門家会合でも言われているのは、複式簿記の普及ということですが、これらを政府系の金融機関、政策金融機関にも御協力い

ただきながら、そういう普及も努めていただくことを通じて、当該企業の経営実態の把握を御自身でなさるといふところだけでなく、納税手続の利便にもなるし、例えば金融機関とかの関係当事者がより正確に経営状態を把握することにもつながるといふ意味で、相乗効果が大きい取組になるのではないかと思います。

金融機関にそれをしてくれといふのはなかなか難しいと思いますから、日本政策金融公庫とか政府が直接関わっていること、あとはこのコロナ禍で給付金を受給するといふことがいろいろな機会でも結構あったかと思っておりますけれども、そのときに納税記録がないといふことでお困りになられた方もありましたから、そういうところでしっかり電子的に取り組んでいただくことが、今後、コロナでなければ、給付金をもらうといふことであるならば、それにはしかるべき帳簿の要件を給付金を受給するところでしっかり整えていただくといふことをセットにすることで、この専門家会合でも唱えてきたことが相乗効果で良い効果を生み出しながら、もっと実現するといふことにつながるのかなと思っておりました。これは、必ずしも政府税調の範囲に収まらない部分にも言及している部分はありますけれども、私の意見です。

もう一つは、先ほど総務省から御回答いただきまして、ありがとうございます。それに関連して言えば、固定資産税の課税においても住民登録外者への課税については市町村間で連携することを今後ぜひ御検討いただきたいと思っております。

これも政府税調の域を超えとはいへ、我が国の社会保障や税制にとって極めて重要だと思っておりますので申し上げますが、今、介護保険では補足給付を受けるときには銀行口座情報の提出が求められているけれども、固定資産にまつわる部分の資産の情報はなかなか入手が難しいといふことで、そもそも提出することを義務づけていないといふことで、介護保険の方では銀行口座に財産があるといふことだと、それなりの経済力があるから補足給付が受けられないのに、大きな御自宅をお持ちであると資産価値が相当ありそうだけれども、それは介護保険の補足給付を受けるときには要件に入っていないのでノーカウントになってしまっていることがあって、不公平ではないかといふ話もあります。

これは、これまで固定資産の評価額とかの価額に関する情報が容易に入手できない、しかも、自分の住んでいる市町村ならまだしも、他の市町村に固定資産を持っている場合にはその把握の術がなかったわけですがけれども、こうしてオンラインによる情報提供が行えるようになっていっているといふことですから、そういう意味では、他の市町村にも課税を容易にするといふことが第一義的な目的ではあるのですけれども、それが成し遂げられた後には、さらに社会保障の制度を改善するといふものにも後々役立つといふことが将来的には期待されるわけで、そういう意味では固定資産税の納税ないし課税をよりの的確に行うためにも、市町村間の連携をデジタル化を通じてさらに強化していただくことは重要な取組なのではないかと思います。

私からは以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、神津特別委員、お願いします。

○神津特別委員

まず、8-1の15ページ目のマイナポータルの図でございます。16ページ目の工程表ともリンクしているのですけれども、所得の分類で、雑所得、事業所得に当たるような収入、経費の支払調書、いわゆる法定調書の情報と、マイナポータルとの連携の完璧化を再度訴えたいと思います。

経費の自動計算は難しいのですけれども、収入に限ってはある程度可能と考えます。今は5万円以上の報酬等について支払調書を国に提出していますけれども、それを引き下げて、もうちょっと低い金額からやれば、収入の捕捉漏れはほとんどなくなるということを考えておりまして、源泉徴収票、法定調書の活用をさらに進めていただきたい。

16ページ目の工程表によりますと、未定となっていて、注2で、スマートフォンのカメラ等で源泉徴収票（紙）を読み取ることにより金額等を自動入力できるという記載がございますけれども、現行の税務当局にだけ提出するという制度を本人にも提出する。それはマイナポータルに提出するというだけで足りると思うのですけれども、これを進めるようよろしくお願ひしたいと思います。

それから、給与でございますけれども、空欄になっておりますが、これも地方自治体に全従業員の給与情報は給与支払報告書として提出済みでございます。役員とかいろいろな段階によって国に提出する源泉徴収票の提出基準が異なっておりますけれども、地方自治体に出している給与支払報告書を提出することによって、全所得が網羅できることが喫緊の課題だと思っております。

先ほどからお話にも出ていますいろいろな給付金等の支払いも、ここら辺の収入情報の確保、つまり年金とか給与等の収入情報を確保することできちんと給付金情報等も確保できるということが大事なかなと思います。

それから、松汐企画官から御説明のあった8-2の13ページ目でございます。下の方の①加算税の軽減措置というところで、トレーサビリティの必要性でございますけれども、それは仕訳帳・総勘定元帳・その他補助簿に必要ということで、次のページ以降、その他の補助簿について固定資産税台帳、売掛帳という例示が出ておりますけれども、実務で言うと仕訳帳と総勘定元帳に尽きるのではないかと思います。そこにトレーサビリティを設ければ十分調査等で判明できると思ひまして、その他の補助簿等へのトレーサビリティの確保は実務的にはそんなに有効性がないのではないかと思いますし、総勘定元帳をつけていない会社はないですけれども、その他の補助簿については設けていない会社も中小・零細では非常に多いので、トレーサビリティのことを主張するのだったら仕訳帳・総勘定元帳等に求めることで十分ではないかなと思ひま

す。

それから、47ページ目に将来像のことが出ています。8-1で詳細に述べられたことと私が申し上げたことは大体同じですけれども、下の将来像の赤い枠で囲ったところ、仕組みの構築は必要だということでございますけれども、これがマイナポータル
の利便性を向上するための肝かなと思います。

付け加えて言えば、個人は申告期限が3月15日となっておりますけれども、それを4月15日に1か月後ろ倒しにすれば、マイナポータルに格納される情報が更に精度を増してくる。それから、配偶者情報等のことも精度を増してくるのではないかと
思っております。

以上でございます。御説明を含めて、ありがとうございました。

○岡村座長

ありがとうございました。

もしコメントがあれば、まず大柳室長、お願いします。

○大柳国税庁デジタル化・業務改革室長

神津特別委員から御指摘いただいたとおり、マイナポータルにいろいろな情報、必要な情報を更に充実していく必要性は非常に認識しているところでございます。

ですので、どういうやり方でやると、最も効率的かつ安価にそういうことができるか。結構予算もかかる話でございますので、優先順位をつけて、それから必要性、課税が漏れているものが多いとか、枚数が多いとか、そういうものから順番をよく考えながらマイナポータルの充実を図っていくということだろうと考えております。

給与につきましては、今までは2か所に電子で出さなければいけなかったのを、eLTAX経由で地方に出せば、eLTAXからe-Taxに自動的に振り分けてくれるという仕組みが既にできているわけですけれども、今後のやり方としては、そもそも地方に出せば国に出さなくてよいといったことができないかということは検討しているところでございます。

答えになっているかどうか分かりませんが、私の方からは以上です。

○岡村座長

ありがとうございます。

それでは、松汐企画官、お願いします。

○松汐主税局税制第一課企画官

まず、補助簿についてでございます。今回、令和3年度税制改正で電子帳簿保存法を大きく見直したところでございますが、資料の12ページ目になります。こちらは、トレーサビリティのついていない帳簿というのを制度的に認めてきたということでございます。これは総勘定元帳、仕訳帳だけではないですけれども、エクセルみたいなもので単式簿記を作るというのは例外といたしまして、ある意味電子的なものであっても複式簿記であれば認めていくという考え方を広く認めてきたところでございます。

こういった帳簿も電子帳簿として認めていく中で、仕訳帳、総勘定元帳だけのトレーサビリティで適正性が確保できるのかというのは御議論があらうかなと思っております。実際に、総勘定元帳、仕訳帳に反映される前に補助簿の段階で改ざんされた事例は税務当局の中でかなり把握されていると承知しており、総勘定元帳、仕訳帳だけがついていけば適正性が確保できるという形には必ずしもならないのかなと考えているところでございます。

また、法定調書につきましては、今回、第三者情報がデジタル化すればという形で提出基準云々という話があったかと思っておりますけれども、昔は紙での提出が前提になっており、2か所に出すに当たって、国税においてはこの範囲でいいという議論があったのだらうと思ってしております。今般、デジタルデータであれば、共有のためのコストとかタイムラグがかなり大幅に縮減されるとすれば、今の提出されているものが活用される範囲の中で充実してくれば、提出基準とか提出のタイミングの見直しを図るといのは議論としてあるかなと思ってしております。

ですので、今、法定調書の対象になっているものをまずはデジタル化して使って活用していく範囲、それによって補足の有効性を御理解いただいた中で、どうしても取引額が小さくて件数が多くなると事業者の皆さんの御負担があらうかと思っておりますので、そういったところを御理解いただきながら、提出基準とか提出する先を見直していく必要があるだらうと思ってしております。デジタルですので、2か所に対して提出するというのも省略されているところもありますので、そういったところをうまく組み合わせていきたいと思っております。

また、確定申告期限を後ろ倒しすべきかどうかという話も、申告に反映できるタイミングをある程度見ることができれば、もしかすると逆に後ろ倒ししなくてもいいという場合もあらうかと思っておりますので、まずこういった情報を申告に十分に活用していくことを充実させていく必要があるかなと考えているところでございます。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、沼尾委員、お願いします。

○沼尾委員

御説明ありがとうございました。

この間、本当に丁寧に、詳細に取り組んでくださっていることを理解できました。

コメントと質問ということで幾つか申し上げたいと思います。

私は以前からこの会議で毎回申し上げているのですが、デジタル化を通じて、納税環境に関して納税者の利便性を高めるといった観点からこのデジタル化を進めていることは大変素晴らしいことだと思うのですが、こういうふうにシンプルに納税しやすい環境を構築することは大変重要ですが、他方で、納税者からすると、税額とか税負担に関する納得感あるいは理解というところをきちんと認識した上で納

税したいと思っている方も当然いらっしゃるだろう。

そう考えたときに、国税庁の資料8-1の19ページ目でチャットボットの話が出てきて、こういったある程度予測される質問についてチャットボットを使って説明していくという仕組みがあるというのも大変重要だと思うのですが、他方で、丁寧な説明とともに、申告するに当たっての納得感を担保するような窓口での支援。

何年か前にアメリカ・カナダに調査に行かせていただいたときには、現地では、例えば納税の代行業者とか地域のNPOが丁寧に相談に乗るといった仕組みが別途補完されていて、そういったところをどういうふうに今後もきちんと残していくのかということと、税務行政の効率性・利便性の両立をどう図っていくのかということが非常に問われていくのかなと思いました。

それから、こういったデジタル化でシステムを構築していく際に、今はできるだけ電子化をしながらデータをつないでいくということが大変重要だということも理解するのですが、申告のプロセスでシステムを入力していく中で、額がどういうふうに確定するのか、どういう構造になっているのかということが納税者に分かりやすいような仕組みがシステムの中に入っていると本当はいいのだろうなと思いつつお話を伺っていたところもございます。

二点目ですけれども、先ほど財務省から、これからは事前規制から事後確認というところで、むしろペナルティを強化して対応していくというような御説明がございました。例えば鉄道で言うと、日本の場合、入場のところできっちり規制をかけていて、中ではチェックしないけれども、ヨーロッパに行くと、改札のところはフリーなのだけれども、ペナルティとして高い罰金がかかる。そういったところで、ヨーロッパ改札型みたいなところに移行しつつあるのかなと思ったところもあるのですが、やはり日本の仕組みを本当に公平で正確な税制にしていこうとすると、むしろシステム全体の中で実際に入力されている数字が正しいのかということが、いろいろな組織間での、例えば所得の情報とか社会保険料の情報の数値の整合性の中で、この数字が正確だということがある程度見える世界にしていくということが、ある種、公平性・正確性の担保というところで重要になってくるのかなと感じたところがございます。

そう考えると、これから少しずつデータをつないでいくことになるわけですが、今の移行期の中でどのようにして正確性・公平性を担保していくのかということが非常に問われていくのかなと思ったところもございます。ぜひその辺り、丁寧に対応していただければと感じました。

質問としては、こういった形で1か所でのデータを複数で共有していった場合に、もし例えば当初の所得の情報、あるいは資産の情報にエラーがあった場合、そのデータがいろいろなところで使われていくと、そのエラーが修正されたときに、そのエラーの修正にもタイムラグが生じると思うのですが、こういったデータをそれぞれ使ってそれぞれのところが判断していくに当たっての責任というところをどういう

ふうに整理していくのかというところについて教えていただければと思います。

もう一つ、これは以前議論があったかもしれないのですが、プラットフォーム事業者への対応というところで、OECDの話が出ていましたけれども、今後多様な働き方や稼ぎ方が出てくる中で、ああいうプラットフォームを活用した場面というのはいろいろなところで出てくると思うのですが、その取引情報というものをどの程度開示していくのか、取るのかというところについて、今後どういうふうに日本では進めているのかというところについて御説明をいただければと思います。

以上でございます。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、コメントと御質問へのお答えを含めて、国税庁の大柳室長、お願いします。

○大柳国税庁デジタル化・業務改革室長

沼尾委員から非常に有益な御指摘を頂戴したかと思えます。どういうふうに納税者の納得感を確保するかという点は非常に大事な点だと思います。我々はデジタルを進めていくわけですが、そういうところにもきちんと配慮してやっていかなければいけないと。

相談事務も全部今はリアルにやっているわけですが、相談というチャンネルも、デジタルをうまく使えない、デジタルでなかなか完結し得ずに税務署に相談しなければいけないような方、そういう方にもデジタルの技術を使っていかにうまくやるかと。

例えば、今、税務署ではセンター化といって、内部事務を一元的に集める取組を進めているのですが、センターをつくるに当たって税務署の人数を減らしております。そうしますと、税務署に対応する人間が必ずしもいない、徐々に少なくなってきたということもございますけれども、そういった場合にもオンラインでしかるべきところにつないで、デジタルではありますが対面でお話しできるような環境もつくらなければいけないという話を別途進めているところでございます。

もう一つ、クリックすると税額が計算できているというところですが、計算の過程がどうなっているかというところの説明です。こういうところも非常に大事な視点かなと思っておりますので、考えていきたいと思えます。

それから、エラーが発生したときの責任の所在ですが、これは15ページ目でいろいろなチャンネルからマイナポータルに入れているというところがありますが、基本的には入れる側が最後は責任を持つことにはなろうかと思えます。納税者の方は、そこに入っている情報を確認していただいた上で申告をしていただくこととなります。入れているデータが間違っている場合には、入れた側の方で基本的には責任を持つことになろうかと思えます。

以上でございます。ありがとうございます。

○岡村座長

それでは、関課長、お願いします。

○関主税局税制第一課長

税制第一課長の関でございます。よろしくお願ひいたします。

沼尾委員から御指摘いただいたギグエコとかの動きを捉まえた日本の対応というお話ですが、昨日もちよつと議論になりましたけれども、プラットフォームを通じていろいろな取引形態が出てくるときに、どういった形で情報を取っていくかというのは大きなテーマだと思っています。

まず、足元の動きで、今日資料でお付けしたとおり、OECDのプラットフォーム事業者による報告のモデルルール動きとEUの動きがございますので、こちらの議論を私どもは注意深くフォローアップさせていただいて、流れに乗り遅れないようにという視点はまず大事にしたいと思っております。

ただ、長いスパンで見た場合には、今日御紹介したようなモデルルールは民泊とか宅配といったところになるわけですが、恐らく世の中の動きは常に進化していくと思っておりますので、プラットフォームという世界をどのように捉えていくのか。多分概念も広がっていくと思っておりますので、実態をよく見ながら、執行面の課題とかも見つけながら、時々でしっかりと対応していくというのを基本方針とし、まずはこのモデルルールの状況をよくウォッチしていきたいと思っております。

○岡村座長

ありがとうございます。

松汐企画官、お願いします。

○松汐主税局税制第一課企画官

入力された情報が正しいのかといった御質問があったかと思っておりますけれども、まさに御指摘のとおりでございます。他方、先ほど私からの説明にありましたけれども、第三者から紙で来たものも、最近であれば、領収書については撮影した後、そのままクラウドで仕分けされるという形になっております。個々の取引を、デジタルを使って正確に読み取って記帳して、また集計していくということは、考え方によるのかもしれませんが、手でやるよりも非常に効率性と正確性が高まってくるような状況になってきているかなと思っております。

それをやるには一定のコストが必要なのではないかというところは確かにあるかと思っておりますけれども、デジタル化が普及することによってそのコストも低廉化していく過程の中で、そういった正確性が高まるような手続が普及していくものだと考えているところでございます。

以上でございます。

○岡村座長

ありがとうございます。

それでは、田近先生、お願いします。

○田近特別委員

まずは、資料の御説明ありがとうございました。

私からは、個人の税務申告のデジタル化がどう進むのか、そのイメージをしっかりと持ちたいと思って質問させていただきます。

財務省の資料の47ページ目に「第三者から提供された電子情報の活用」ということで、まず上の方が現状に近いのですかね、保険とか、市役所とか、いろいろなところから控除証明書があって、それがマイナポータルに入って、納税者がそれを活用する。だから、生命保険料の情報とかを会社に出して年末調整する。この矢印は、本人にも行くわけですよね。そして、本人が確定申告すれば、源泉徴収額は確定申告で使える。やり取りはあるのでしょうか。

ここからですけれども、これが将来像で、第三者の提供データを申告情報に直接反映できる仕組みで、提出義務者というのは上に書いたようにプラットフォーム云々だと。これが税務署に情報を出して、事前に反映と。

国税庁の資料の15ページ目を見ていただきたいのですが、そうなのかなと。これがこれから目指すデジタル化の姿ですよね。私のこれまでの議論の理解は、まず、我々はマイナポータルにいるわけですよね。日本版の納税申告に当たっての情報の集め方というのは、国税庁からは来ないのですよね。基本的には、もちろん納税情報で、公的年金で幾らもらいましたか、保険料は幾ら払いましたか云々、それから生命保険料の控除額とか地震保険はあくまでもクラウドにあって、それがマイナポータルにあたかも、自分のところに入ってくるか、どこから入ってくるか分かりませんが、クラウド情報がひもづけられてマイナポータルに入ってくる。それは、実は給与所得の源泉徴収票もそうで、国税庁から来るのではなくて、あくまでも日本の仕組みとしては、民間クラウドがあって、クラウドから、バーチャルに自分のところに入ってくるのですね。

質問は、この絵で、どういう形でデジタル化が完成、より進化していくかということです。いずれにしても、クラウドがあって、納税者にとってはどうでもいい。どうでもいいというのは分からないから。私がマイナポータルを開けてみると、ぱっと情報が入っている。実際に今は公的年金が入っていますよね。目指す姿は、実は確定申告書のコーナーに行くと、それがずぼっと入っている。そして、年末調整で払った源泉徴収税額も入っているということですよね。だから、さっきの図というのは、日本はあくまでも税務署を通じないで、バーチャルの世界なのですよね。全てひもづけられた情報が納税者のところに入ってくる。

だから、この資料で税務署はどこに出てくるかということ、最後に支払うところから出てくるのですね。

そうすると、国民として期待するのは、どういうふうにひもづけられてもいいのだ

けれども、3月何日にポータルを開けるとこの情報がばっと入っていて、さらにそれは自動的に記入済みというとおかしいですけれども、税額計算がされている。そういう形になると理解していいわけですね。

○大柳国税庁デジタル化・業務改革室長

15ページ目にある絵では、国税に出された調書をマイナポータルに直接連携する仕組みはまだございません。

○田近特別委員

下の民間クラウドというところの流れがない。

○大柳国税庁デジタル化・業務改革室長

これは、あくまでも民間企業がクラウドに置いたものをマイナポータルに連携するという仕組みです。

田近特別委員がおっしゃっているように、税務署が入れればいいじゃないかというところですが、それは現時点ではないのですけれども、例えば住宅ローンの残高について、今は、15ページ目の右側の下から2つ目、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書を、金融機関側が民間送達サービスを使ってマイナポータルに入れるという仕組みになっているのですが、これが今度、昨年措置されました住宅ローン残高の調書化によりまして、税務署に調書が出てくる。その情報を税務署がマイナポータルに連携するという仕組みを考えています。対応時期が未定ですけれども、そこで初めて税務署がマイナポータルに調書情報を連携するという仕組みができます。

○田近特別委員

ある意味画期的ですよ。税務署から情報がマイナポータルに入ると。そうすると、給与所得の源泉徴収でも、そのほか支払調書とかでもいいのですけれども、源泉徴収されたものは税務署から直でマイナポータルに入ることになるのですか。

○大柳国税庁デジタル化・業務改革室長

そこは検討中です。

○田近特別委員

それが入らないと記入済み申告書を作れないですよ。

○大柳国税庁デジタル化・業務改革室長

はい。なので、先ほども申し上げましたけれども、記入済み申告書を実現するためには、そういうのをどんどん増やしていく必要があるのですけれども、そのやり方ですね。どうやると、一番コストが安く、しかも大量に入るかというやり方の問題です。例えば、民間クラウド方式ですと、クラウドに置くのにも送り手側にコストがかかります。そうすると、送り手側にコストがかかるのに、送り手側が手を挙げてやってくれない可能性がある。

○田近特別委員

私が確認したかったのは、日本の国税庁が持っている情報を納税者に提供するとい

うのは、今までなかったわけだけれども、それを目指すというか、それもやるようにするということですね。

○大柳国税庁デジタル化・業務改革室長

おっしゃるとおりです。

○田近特別委員

そうすれば、まさにマイナポータルに個人所得情報が入ると。

あと、年末調整も当然入るわけですね。国税庁から行くわけだから。源泉徴収を幾ら払ったか。そういった連携が難しくない。一般的な申告ならば、そこでマイナポータルで試算されたものが入ってくる、そういうイメージですよ。そこまで自動化されるのは大変な進歩だと思います。あとは手順ですよ。納税者が申告のスタートから始めてどういうふうになるか、この次の紙に納税申告の手順を付けてくれるといいなと思いました。

そうすると、ちょっと大きな話になりますけれども、給与所得以外にもプラットフォーム等からの支払調書も入ると。

もう一つは、地方税との関係、個人住民税との関係がどうなのだろう。今言った流れでできれば、今、個人住民税は賦課徴収ですけども、実態的には、この仕組みを通じて、今、市町村等がやっている賦課徴収のことも、ここでプログラム化されているわけだからできるじゃないかと。あとは、申告時期をずらせれば、現年課税もできるではないか。その点が質問です。

最後は、言わずもがなだと思うのですが、一つ気になったのは、税務署に行かなくても申告できるということをうたい文句にしていますけれども、今だって税務署に行かないで郵便箱に申告書を入れればできるわけで、問題は税務署に行くか行かないかではなくて、デジタル化だと思うのです。

なぜそれを申し上げたかという、大切なのは、そうなったときにできない人、デジタル・ディバイドというのはきつい感じがして、デジタル化できない人はどうぞ税務署に来てください、税務署に来ればお助けしますよと。税務署に行かないことに価値があるのではなくて、デジタル化するのだと。できない人は税務署に来ていただければお助けしますよと。これは言わずもがなですけども、雑感です。

以上です。

○岡村座長

時間も過ぎているようですけれども、延長して進めていきたいと思えます。

それでは、大柳室長、お願いいたします。

○大柳国税庁デジタル化・業務改革室長

今、田近特別委員から御指摘いただきましたように、15ページ目の絵では、国税庁に出された法定調書をマイナポータルに入れるという仕組みになっていませんけれども、これは今後やる予定になっております。ただ、どういう順番でやるのか、どうい

う手法が一番いいかということについては今後検討するということをごさいますて、いずれにしても、出された情報をマイナポータルに連携して、納税者の皆様にそこで簡単に作っていただくという方針は間違いございません。

相談の方も、おっしゃるとおりデジタルに慣れていない方をどうするかというのは大きな論点でございます。今、税務署に来ておられる方々も実際にいらっしゃるのですけれども、彼らの中でデジタルに対応できる方はそっちでやっていただく。

さらに、先ほど沼尾委員のところでもお話ししましたとおり、実際に来られた人にどう対応するかということですが、税務署もマンパワーを大分センターの方に移していて、リアルに対応する人間も少なくなっていますので、オンラインの力を使いつつ面談するといったことも含めて、きちんと対応していきたいと考えております。

○岡村座長

総務省、お願いします。

○村上総務省自治税務局電子化推進室長

現年課税化についてはかねてから議論があるということで、なお検討課題も多いということをごさいます。現在、国税の方でも所得の把握方法について実現方式の検討が必要とされておりますので、この中身が見えてこない、なかなか簡単に可能と申し上げることはできませんけれども、大きな方向性として、今、国税がやろうとしていることの並びで個人住民税の在り方をどうするべきかということは引き続きの検討課題だと認識しております。

○岡村座長

ありがとうございました。

○田近特別委員

賦課徴収をしなくても、これで自動的に市町村の役所がやることと同じことができるのではないかと。

○村上総務省自治税務局電子化推進室長

実際に全ての所得をこのやり方で把握できるのかどうかなど、未知数の部分がございますので、たちまち現年課税化が可能と申し上げることはできませんけれども、内容については日々動いていることも承知しておりますので、国税の動きを把握しながら、従来の課題と照らし合わせながら、引き続きの検討課題であると認識しております。

○岡村座長

法律上はちょっとだけ課税ベースが違いますから、そのところはどうしてもずれはあります。

それでは、田中特別委員、お願いいたします。

○田中特別委員

今日は、説明をありがとうございました。

何点かお話ししたいと思います。先ほど御説明があったとおり、財務省の資料の51ページ目に商工会議所が公表したデータがあって、半分以上、デジタル化が進んでいないというのが現実ですね。

もう一つ、資料の10ページ目にあるように、事業収入階級が1,000万円以下で白色申告が4割近いという事実があって、これをどうやってまず正規簿記に移してデジタル化をしようかというのが商工会議所の最大の課題になっています。

よくデジタル化すればいいのだとか、いいソフトがあるからいいのだとか、みんな携帯を使っているからいいのだといっても、この人たちに通用するかどうか、多分しないというのが今の現場の見解です。

同様に、49ページ目を見ると、e-Taxについて、納税者本人による送信というのは2割に満たないのですね。もう少し言えば、税理士による代理送信とか確定申告会場からということ、少なくとも費用を払って税理士に頼むか、何かサポートしなければできない、というのが現状だと思うのです。よく、e-TaxやeLTAXの達成度が何パーセントというお話が出てきますけれども、それは必ずしも本人がやっているということではないと思うのですね。それをどうやっていくのか。そういうことが解決できないと、白色申告をしている人たちを正規簿記に移すことはできないのではないかと思います。

それは、一つは税理士に払えるお金をどうやって捻出するか。彼らに付与するという方法か、もしくはその他のツールを用意すればできるのか。この2つ、もしくはその間にサポートをするようなシステムを商工会議所も含めてもっと強化していくということを考えていかないと、必ずしもデジタル化では解決できないところがあると思います。

二点目は、電子帳簿とか書類の保存についてです。これをどの程度できるのかというイメージがないですよね。まず、中小企業の人たちは実際に何をしたらいいのかということがぴんときていないのが今の段階です。何とか施行を延長していただいたのですけれども、この間に何をすればいいのか、我々も考えあぐねているところです。電子帳簿をやめてしまって全部紙にしようとなってしまうかねないと思います。

そのときに、では、電子書類を保存する方法に、スキャナがあるよとか、タイムスタンプの付与機能があるスキャナを買えばいいよという話で、スキャナがある人がどれくらいいるのか。先ほど言った6割近くの人にはコンピューターをやっていませんから、手書きで計算をしていますから、まずないですよね。そういう制度の利用はないと思うのです。

それから、まとめて税理士に渡して、税理士が処理して電子化をしているところもあると思うのですけれども、これに保存法はどういうふうに対応したらいいのか。税理士がタイムスタンプ機能付きのスキャナを持ってやれば、これに対応できるのか。我々としてもまだイメージがつかめない。そんな簡単ではないなど、この保存法につ

いては考えています。

それから、将来的には、本当にワンストップで申告をしていただければ、企業にとっても個人にとってもメリットがあると思います。

地方税の現年課税についてはかなり問題があると企業側は考えていますけれども、時期の調整は別としても、一本化で申告ができるのが本来の姿であると思いますね。それぞれの管轄でやはり二本化になっているというのが現状なので、先ほどからもデータのやり取りとか改善を考えていると言っていたいただいていると思うのですけれども、将来それは絶対に必要ではないか。電子化というのはそういうことではないかなと思います。

その上で、例えば相続税とか消費税について、このデータをどう活用しようと考えているのかというのはあまり議論をやられていない。データの保存について検索機能確保の要件を緩和する、検索項目については日付、金額、取引先とありますけれども、例えば消費税も入らないのか、免税事業者に対してはどう考えるのかとか、この辺も我々としても見えないところかなと。相続税についても見えない。把握をする材料はどんどん出てきているけれども、将来それをどう考えているのか、よく分からないというところですよ。

あとは、eLTAXが大分便利になると思うのですが、各自治体が共通の申告でやれるように徹底していただきたい。QRコードについて、採用したり、採用しなかったりするようなことがあると、やる方も非常に面倒だなという意見であります。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。コメントということによろしいでしょうか。

○田中特別委員

相続税と消費税は質問です。

○岡村座長

松汐企画官、お願いします。

○松汐主税局税制第一課企画官

電子帳簿保存法自体がもともと法人税と所得税を念頭に置いてあるところがございます。消費税は、特に御指摘の電子取引のところについて紙保存を容認されているところがございます。そこについては御指摘のところも承知してございまして、特に零細事業者で対応できていないところについてどうしていくかというのは常々御指摘をいただいているところがございますので、引き続き見直していきたいと考えているところでございます。

相続税の方は、どちらかというとならば資産の情報になるかと思っております。資産の情報というのは、直接持っているというよりも、デジタル化ということになれば、第三者が持っている情報になるかと思っております。資産の情報に対する提出の在り方とか、資料

の証拠能力みたいなところをどういうふうにしていくかというのは、今後、添付書類みたいになっていくと思いますが、先ほど土居委員からもありましたように、イメージデータとCSVデータのような議論もあろうかと思いますが、添付されている情報としての正確性とといいますか、信憑性をどう確保しながら進めていくのかというのはしっかり検討していく必要があるだろうと考えているところでございます。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、本日は、国税及び地方税の「税務手続のデジタル化」について、皆様から様々な御意見や御指摘などをいただいたものと考えており、総会での議論のための素地を整理することができたのではないかと思います。

また、特に技術的な面などで更に御質問等がございましたら、事務局の方にどうか御遠慮なくお寄せいただければ幸いです。

今後の専門家会合の日程につきましては、確定次第、追って事務局から御連絡させていただきます。

本日の会合は以上です。大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

[閉会]